

資料No. 1

第52号議案

福井県指定文化財の指定について

別紙のとおり、福井県指定文化財を指定する。

平成28年3月14日提出

教育長 森近 悅治

提案理由

福井県文化財保護条例（昭和34年福井県条例第39号）第4条第1項および第43条第1項の規定の規定に基づき、福井県指定文化財を指定したいので、この案を提出する。

平成 28 年 3 月 14 日
生涯学習・文化財課

福井県指定文化財の新指定について

福井県文化財保護審議会から、下記の 8 件の文化財を福井県指定文化財に指定することについて答申がありました。詳細は別紙資料のとおりです。

| | 種 別 | 文化財の名称 | 所 在 地 | 所 有 者 |
|---|------|---|----------------------------|----------|
| 1 | 建造物 | てんまんじんじやほんでん いし ま はいでん 天満神社本殿・石の間・拝殿 | 敦賀市栄新町1-6 | 宗教法人天満神社 |
| 2 | | しんぼかすがじんじやほんでん 新保春日神社本殿 | 坂井市三国町新保18-16 | 宗教法人春日神社 |
| 3 | 絵 画 | けんばんしゃくしょくほうこうぼさつぞう 絹本著色放光菩薩像 | 敦賀市原13-7 | 宗教法人西福寺 |
| 4 | | しほんきんじちやくしょくちどり ずろつきよくびょうぶ 紙本金地著色千鳥図六曲屏風 | 越前市蓬莱町8-8 (越前市武生公会堂記念館) | 宗教法人藤垣神社 |
| 5 | | しほんちやくしょくほんだよしまつまるぞう 紙本著色本多吉松丸像 | 越前市京町2-1-8 | 宗教法人正覚寺 |
| 6 | 工芸品 | くろうるしぬりはっかくみこし 黒漆塗八角神輿 | 越前市朽飯町21-33 | 宗教法人八幡神社 |
| 7 | 考古資料 | むかいやまいちごうふんしゅつどひん 向山1号墳出土品 | 若狭町市場20-17 | 若狭町 |
| 8 | 名 勝 | ひらのしていえん 平野氏庭園 | 勝山市野向町深谷26-28 | 平野勝康 |

てんまんじんじやほんでん いしのま はいでん
1 天満神社本殿・石の間・拝殿 3棟

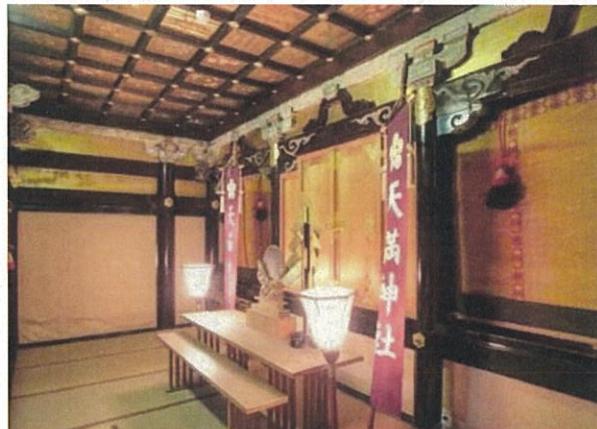
- (1) 所 在 地 敦賀市栄新町1-6
(2) 所 有 者 宗教法人天満神社
(3) 法量／時代 文化8年(1811)建築、昭和35年移築
(4) 由来・特徴

天満神社は敦賀市栄新町に鎮座し、祭神は菅原道真を祀る。社伝によると天元3年(980)草創と伝わる古社で、近世には若狭領主の京極氏や酒井氏から厚い崇敬を受けていた。前身の社殿は昭和20年の空襲で焼失してしまい、現在の社殿は昭和35年に佐和山神社(滋賀県彦根市)の旧社殿を譲り受けたもので、元は彦根藩主の菩提寺清涼寺(滋賀県彦根市)境内の彦根藩祖井伊直政と3代直孝を祀る護国殿であった。棟札により文化4年(1807)に起工、同8年に完成したことがわかる。

拝殿は正面3間、側面2間の三間社入母屋造で、正面に千鳥破風と唐破風をつける。本殿は拝殿より一段高く、正面3間側面2間の三間社入母屋造である。拝殿と本殿の間を石の間でつなぎ、権現造の形式をとる。柱などは漆塗で、彫刻が多用され、組物やこれら彫刻は極彩色が施されている。本殿、拝殿の格天井には絵画が描かれている。

天満神社社殿は、滋賀県彦根市の佐和山神社の社殿(前身は護国殿という靈廟建築)を移築したものであるが、県内では類例の少ない権現造の形式であり、県内においてこのように装飾豊かな社殿の遺構は少なく、かつ建築年代も明確であり、きわめて貴重な社殿である。

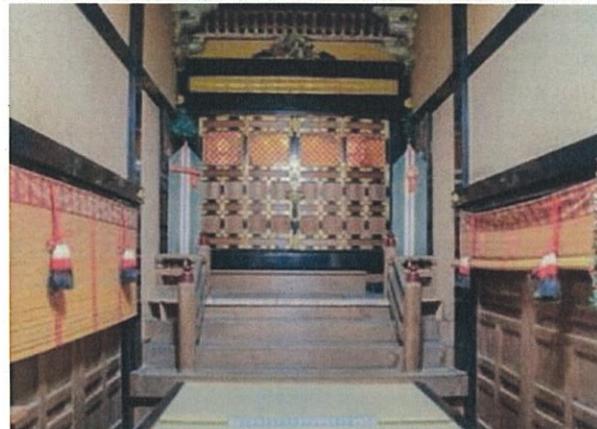




本 殿



拝 殿



石 の 間



向 拝



彫刻（本殿外部）



拝殿天井絵

しんぼかすがじんじやはんでん
2 新保春日神社本殿 1棟

- (1) 所 在 地 坂井市三国町新保18-16
- (2) 所 有 者 宗教法人春日神社
- (3) 法量／時代 貞享元年(1684)頃
- (4) 由来・特徴

春日神社は坂井市三国町字新保に鎮座し、姫大神、天児屋根命、武甕槌命、経津主命を祀る。新保村は九頭竜川河口の左岸に位置し、対岸の三国湊と並んで河口港として古くから栄えたことで知られる。神社境内には江戸時代建立の本殿や石祠、鳥居などが遺される。

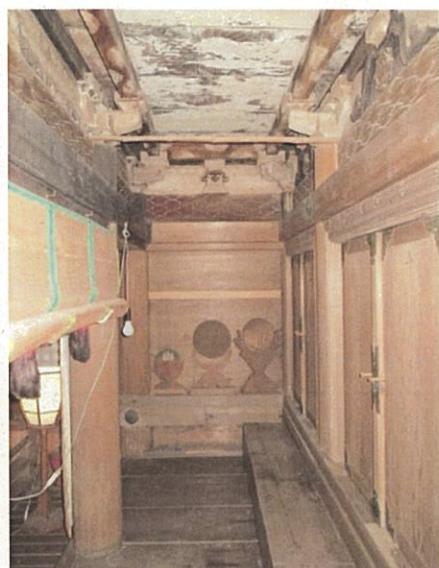
本殿は、正面3間、側面2間の前面に3間の向拝を取り付けた三間社入母屋造銅板葺の建物である。彫刻装飾を多用し、内部・外部ともに彩色が施され、鏡天井には龍を描く。これら彩色は明治期に人為的に削り取られたといい、現在はその一部が残る。前室内法貫及び琵琶板に「貞享元年甲子 六月十七日 荻(府)中野長衛門 筆」の墨書が見られ、貞享元年(1684)に彩色が施されたようである。建築様式からも同時期とみてよい。

新保春日神社本殿は建築年代が明らかで、彩色は削り取られているものの、増改築が少なく、細部形式も江戸前期ころの様相を留めている。また、細部の彫刻も豊かで、県内における装飾的な本殿の早期の遺構として貴重である。

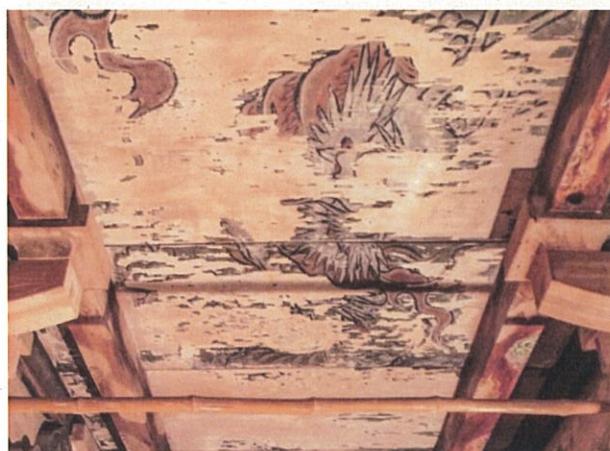




外観（北より）



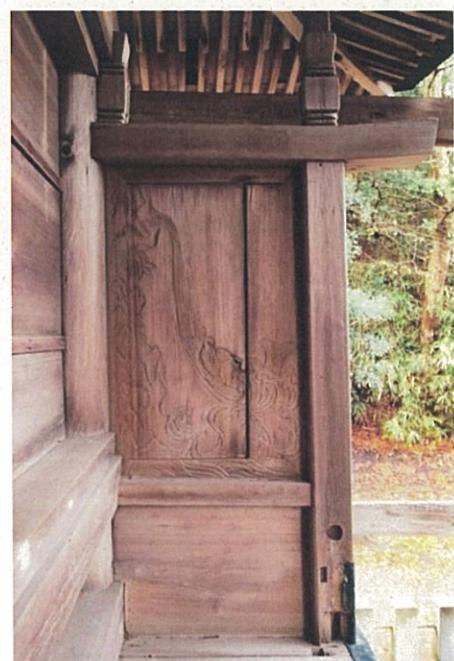
内陣



前室天井（龍図）



幕股（波に龍）



脇障子（鯉の滝のぼり）

3 絹本著色放光菩薩像

1幅

(1) 所在地 敦賀市原13-7

(2) 所有者 宗教法人西福寺

(3) 法量／時代 縦100.0cm 横52.0cm ／ 高麗時代（14世紀）

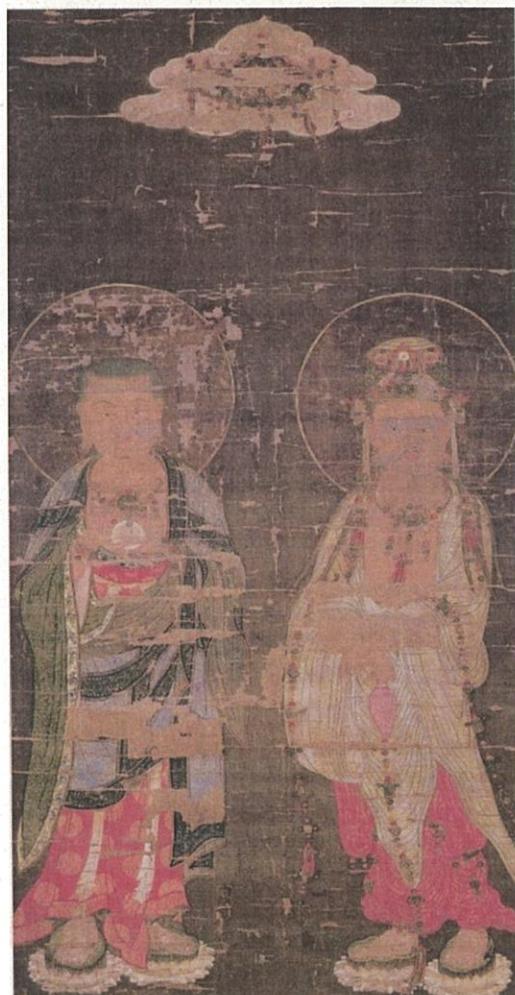
(4) 由来・特徴

西福寺は応安元年（1368）に良如上人が創建した浄土宗寺院で、阿弥陀堂や御影堂、庭園や孔雀鎗金経箱など多くの文化財を保有する。

本図は西福寺の宝物のひとつで、天蓋の下に正面を向く地蔵菩薩像と觀音菩薩像を並立に描く。中国では、本図のように地蔵と觀音を並立に描いた画像が光を放ったという奇跡が起きたことから、このような画像を「放光菩薩」と称する。中国での作例は多くみられるが、朝鮮半島や日本での作例は極めて少ない。

制作は高麗時代（918-1392）。赤・緑を基調とした濃厚な色彩と金泥を多用する点、朱の衣に配された細かい金泥円文、桃色を施した体などの表現は、高麗仏画の特色をよく表す。

李氏朝鮮時代（1392-1910）には仏教弾圧の政策がとられたことから、高麗仏画は貿易品や土産物等としてその多くが国外に流出し、現在確認されている高麗仏画の約90%が日本で保管されている。西福寺に伝来した由来は不明であるが、日本海側有数の湊町として栄えた敦賀の歴史を物語る貴重な文化財である。



4 紙本金地著色千鳥図六曲屏風

一隻

(1) 所在地 越前市蓬莱町8-8 (越前市武生公会堂記念館)

(2) 所有者 宗教法人藤垣神社

(3) 法量／時代 縦159.5cm 横365.0cm / 江戸時代

(4) 由来・特徴

藤垣神社は江戸時代に府中（武生）を治めた本多家の初代富正を祀る神社で、本屏風は大坂城の千畳敷の間に飾られていたものであったが、大坂夏の陣の際に大坂城へ一番乗りを果たした時の証拠品として持ち帰ったという伝承を持つ。

六曲一隻の連続した金地を背景に、屏風の中央には川の流れを、川岸には風に揺らぐ芦を、空には千鳥の群れを描く。水の群青、芦の緑、背景の金地の色彩の対比が美しく、図案性の高い作品である。



左隻



右隻

5 紙本著色 本多吉松丸像 1幅

(1) 所在地 越前市京町2丁目1-8

(2) 所有者 宗教法人正覚寺

(3) 法量／時代 縦60.0cm 横33.2cm ／ 桃山時代

(4) 由来・特徴

正覚寺は、新田義貞と斯波高経との戦乱によって戦死した多くの靈を弔うために、良如上人が貞治5年（1366）に建立した浄土宗寺院である。

本図は、結城秀康の四男の吉松丸の肖像画である。吉松丸は4歳で福井藩家老である本多富正の養子となるが、慶長十四年に6歳で夭折し、正覚寺に葬られた。

そのため、月代を剃らずに総髪で鬚を結う元服前の童子の姿で描かれている。白地に薦模様を浮き立たせた小袖に青色の肩衣袴姿で、縫縫縁を付けた上畳に胡座する。肩衣の袴に差し込む部分が細く、肩口部分を絞るのは関ヶ原合戦後の形式であることから、没後間もない頃の制作とみられる。数少ない童子の肖像画として貴重である。



6 黒漆塗八角神輿 1基

(1) 所在地 越前市朽飯町 21-33

(2) 所有者 宗教法人八幡神社

(3) 法量／時代 総高 180.5 cm / 室町～桃山時代（16世紀）

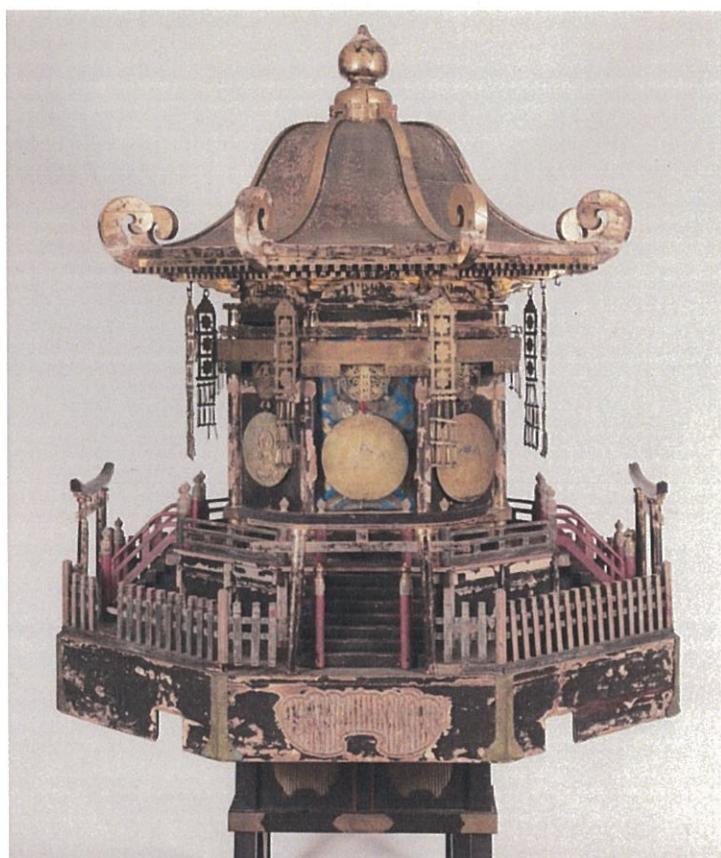
(4) 由来・特徴

朽飯の八幡神社は天萬榜幡千幡比賣命という機織りの神を祀る。神宮寺である朽飯寺の存在も知られ、同社には朽飯寺ゆかりの大般若経や十王像等の文化財も伝わる。

木造、黒漆塗、八角形葱花輦型の神輿で、制作は室町時代後期から桃山時代の16世紀頃とみられる。基台裏の墨書銘から、宝暦14年（1764）に今立郡小野谷村の杉野治大夫により修理されたことがわかる。小野谷村は宮大工を多く輩出した村であり、江戸後期から明治時代にかけて越前市周辺に作例が確認できるが、本神輿は小野谷村大工の仕事として確認できる早い例である。

神輿に懸る8面の鏡の内6面は、4面が鏡に仏像を線刻した鏡像^{きょうぞう}で、2面が仏像を張り付けた懸仏^{かけぼとけ}である。いずれも平安時代後期の制作で、本来は神輿とは別に保管されていたものを、江戸の修理時期に神輿に取り付けられたと思われる。

県内最古の神輿と思われ、平安時代後期にさかのぼる鏡像・懸仏が利用された貴重な神輿である。



むかいやまいちごうふんしゆつどひん
7 向山1号墳出土品

- (1) 所 在 地 若狭町市場 20-18
- (2) 所 有 者 若狭町
- (3) 員 数 一括
- (4) 時 代 古墳時代中期
- (5) 特 徴

若狭町堤・下吉田の向山尾根上に所在する向山1号墳から出土した、古墳時代中期の出土品一括である。昭和62・63年度に発掘調査が実施され、後円部の横穴式石室や前方部の埋納施設から豊富な副葬品が発見されている。石室や埋納施設から出土した副葬品の残存状況は良好で、当時の葬送儀礼の実態に関する情報が得られる好例である。副葬品には、金製垂飾付耳飾をはじめ、銅鏡・短甲・盾・鉄刀・鉄劍・鉄槍・鉄矛などの多彩な副葬品を備え、中でも金製垂飾付耳飾は朝鮮半島からもたらされたものと考えられ、資料的価値は非常に高い。

日本海沿岸地域では、短甲3領や前方部に武器武具の埋葬施設を有する古墳は他なく、当時の大和政権と地域政権との関係を示す資料として、その学術的価値は高い。



【後円部横穴式石室】

- ・金製垂飾付耳飾 1点
- ・玉類 418点
(内訳)
 - 勾玉 4点
 - 管玉 24点
 - 棗玉 3点
 - 丸玉 37点
 - 三輪玉 2点
 - 小玉 98点
 - 粟玉 250点
- ・內行花文鏡 1面
- ・鋸歯文鏡 1面
- ・三角板革綴短甲 2領
- ・盾隅金具 4点
- ・鉄刀 8口
- ・鉄剣 4口
- ・槍 2口
- ・鉄鉾 2口
- ・石突 2点
- ・鎌状鉄器 1点
- ・長頸鎌・柳葉鎌 82点
- ・金銅製三輪玉 1点
- ・刀子 5口
- ・掛金具 4点
- ・棒状鉄製品 18点
- ・鉸具 1点
- ・環 1点
- ・鐺子 2点
- ・櫛 (残欠) 一括

【前方部武器武具埋納施設】

- ・長方板革綴短甲 1領
- ・鉄刀 9口
- ・槍 1口
- ・鉄鉾 2口
- ・長頸鎌 58点

【出土埴輪】

- ・円筒埴輪 69点
- ・朝顔埴輪 4点
- ・形象埴輪片 (蓋形埴輪・家形埴輪他) 18点

【出土土器】

- ・土師質高杯 2点
- ・須恵質杯蓋 1点
- ・須恵質聰 1点
- ・須恵質壺 2点
- ・須恵質器台 8点

8 平野氏庭園

(1) 所在地 勝山市野向町深谷26-28

(2) 所有者 平野勝康

(3) 様式／時代 回遊式林泉庭園

江戸時代中期

(4) 由来・特徴

『白山道記』の宝永7年(1711)の項に記載があり、この頃までにすでに注目される良い庭が、平野家に存在したことが知られ、作庭は江戸時代中期と推考される。

庭園主要部の広さは1,100m²で、庭園南側の平坦地に、方円形に近い園池が設けられている。南側の汀には、礼拝石が据えられ、北側の汀には、鶴石組や景石が据えられており、一部は護岸石を兼ねている。礼拝石から亀石組や鶴石組の間を通した方向に、守護石が据えられている。園池の東北方汀から2mほど入ったところに、滝石組が組まれている。水落石は高さ1mの立石である。守護石の後方は築山状となり、庭園の東端は土壠状になっている。

江戸時代に流布した作庭書『嵯峨流庭古法秘伝之書』の庭園様式や作庭手法を、全国的にみても、最もよく保持し伝えている貴重な庭園である。守護石・蓬萊島・亀や鶴の石組・扇形の礼拝石・陰陽石など、一族の長寿や子孫繁栄に強い願いが込められた庭園である。

庭園主要部



福井県内の国指定・県指定等文化財

平成28年3月14日現在

(件)

| 区分 | 国指定 | | 国選定 | 国選択 | 国登録 | 県指定 | 備考 |
|---------------|-----------|-----------------|-----|-----|-----|-----|----------------|
| | 国宝 | 重文 特別 国指定 | | | | | |
| 有形文化財 | 建造物 | 2 | 26 | | | 154 | 28 28→30 |
| | 絵画 | | 14 | | | 62 | 62→65 |
| | 彫刻 | | 35 | | | 73 | |
| | 工芸品 | 3 | 7 | | 1 | 24 | 24→25 |
| | 書跡・典籍・古文書 | 1 | 13 | | | 19 | |
| | 考古資料 | | 5 | | | 13 | 13→14 |
| | 歴史資料 | | 3 | | | 4 | |
| 計 | | 6 | 103 | | | 155 | 223 223→230 |
| 無形文化財 | 芸能 | | | | | | |
| | 工芸技術 | | 1 | | | 5 | |
| | 計 | | 1 | | | 5 | |
| 民俗文化財 | 有形民俗文化財 | | 1 | | | 1 | 9 |
| | 無形民俗文化財 | | 5 | | 10 | | 62 |
| | 計 | | 6 | | 10 | 1 | 71 |
| 史跡・名勝・天然記念物 | 史跡 | 1 | 23 | | | | 29 |
| | 名勝 | 1 | 13 | | 2 | 6 | 6→7 |
| | 天然記念物 | 4 | 16 | | 1 | 33 | |
| | 名勝天然記念物 | | 1 | | | | |
| | 計 | 6 | 53 | | 3 | 68 | 68→69 |
| 重要伝統的建造物群保存地区 | | | | 2 | | | |
| 選定保存技術 | | | | 1 | | | |
| 合計 | | 12 | 163 | | | | |
| | | | 175 | 3 | 10 | 159 | 367 367→375 |